

伊佐市新庁舎建設基本構想 新旧対照表

変更前（意見公募した基本構想案）	変更後（策定版）
<p>【目次】</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 新庁舎建設の基本的な考え方</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 現庁舎の状況</p> <p>3 現庁舎の課題</p> <p>4 基本方針</p> <p>II 新庁舎の規模・配置</p> <p>1 新庁舎の規模</p> <p>2 計画地の検討</p> <p>(略)</p> <p>【1ページ】</p> <p>1 はじめに</p> <p>新庁舎建設について</p> <p>合併後約10年を経過し、現庁舎の状況や庁舎が果たす機能・サービスを考慮すると、新庁舎建設について検討しなければならない時期にあると判断しました。</p> <p>(略)</p> <p>③ 行政サービスの機能性と効率性</p> <p>合併後約10年を経過してなお、庁舎をはじめ複数の施設に行政機能が分か</p>	<p>※年度や時点等の表記については、原則として和暦（平成）での表記を用い、2019年5月1日以降の年度や時点等を表す場合には、便宜上、「平成〇年度（20XX年度）」又は「平成〇年（20XX年）」の表記に統一しています。</p> <p>【目次】</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 新庁舎建設の基本的な考え方</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 現庁舎の状況</p> <p>3 現庁舎の課題</p> <p>4 基本方針</p> <p>II 新庁舎の規模・計画地</p> <p>1 新庁舎の規模</p> <p>2 候補地の選定</p> <p>3 計画地の選定</p> <p>(略)</p> <p>【1ページ】</p> <p>1 はじめに</p> <p>新庁舎建設について</p> <p>合併後10年を経過し、現庁舎の状況や庁舎が果たす機能・サービスを考慮すると、新庁舎建設について検討しなければならない時期にあると判断しました。</p> <p>(略)</p> <p>③ 行政サービスの機能性と効率性</p> <p>合併後10年を経過してなお、庁舎をはじめ複数の施設に行政機能が分かれ</p>

れており、市民サービス及び業務遂行、施設管理面においても非効率的な状態を継続しています。

(略)

【9ページ】

2 計画地の検討

新庁舎の位置については、将来的なまちづくりの視点に立って、市民利便性や機能性の高い複合的な役割を担う施設とするため、次の(1)から(5)までの点に留意して候補地を選定することとしました。そのうえで、伊佐市新庁舎建設検討委員会からの答申に基づき、市有地の中から大口ふれあいセンター周辺（中央公園）、旧大口市中央公民館跡地、重留多目的広場（花公園）、現大口庁舎敷地の4か所を候補地として選定し、それぞれの候補地について比較、評価した結果と伊佐市新庁舎建設検討委員会における候補地選定の優先順位及び評価を踏まえて検討した結果、**大口ふれあいセンター周辺（中央公園）**を**計画地（建設予定地）**にすることとします。

(略)

【15ページ】

(略)

ており、市民サービス及び業務遂行、施設管理面においても非効率的な状態を継続しています。

(略)

【9～10ページ】

2 候補地の選定

新庁舎の位置については、将来的なまちづくりの視点に立って、市民利便性や機能性の高い複合的な役割を担う施設とするため、次の(1)から(5)までの点に留意して候補地を選定することとしました。そのうえで、伊佐市新庁舎建設検討委員会からの答申に基づき、市有地の中から大口ふれあいセンター周辺（中央公園）、旧大口市中央公民館跡地、重留多目的広場（花公園）、現大口庁舎敷地の4か所を候補地として選定しました。

(略)

3 計画地の選定

それぞれの候補地について比較、評価した結果と伊佐市新庁舎建設検討委員会における候補地選定の優先順位及び評価を踏まえて検討した結果、**大口ふれあいセンター周辺（中央公園側）**を**計画地（建設予定地）**として選定しました。

なお、本計画地における庁舎建設にあたっては、新庁舎を大口ふれあいセンターと複合利用することなどにより、なるべく必要面積や事業費が抑制できるよう検討していきます。

また、計画地に含まれる中央公園は、現有地も含め、計画地周辺に確保できるよう検討していきます。

さらに、庁舎建設と併せて、検討委員会からの答申にある付帯意見に沿うべく、菱刈地区における行政サービスの著しい低下を招かないよう、菱刈庁舎などの既存施設の活用も検討していきます。

【16ページ】

(略)

(2) 財源等

新庁舎の建設については、可能な範囲で合併推進債の活用を予定していません。

一般的に庁舎建設の場合は、国や県などの資金的な支援はなく、基金（積立）や起債（借金）により自治体が独自の財源（一般財源）により対応しなければいけません。市町村合併の特例となる合併推進債の活用は、庁舎建設も対象となり、本市の場合で平成35年度が最長期限であり、対象事業費の90%の範囲で資金を借り入れることができるうえ、後年度にその元利償還金の40%を地方交付税により国が財源措置することになります。

ただし、対象事業費のうち起債充当のない10%分の事業費や、交付税措置されない元利償還金、起債対象外となる経費など多くの一般財源が必要となるため、将来的な費用負担の低減につながる財源の確保について、その手法を検討します。

また、本市では、庁舎建設のために毎年積み立ててきた特定公有財産取得基金が、平成28年度末で約11.3億円であり、平成33年度末までには約18億円とする予定です。

基本的には、合併推進債を活用し、起債対象外経費や元利償還金返済費用等に基金を充てるなど、有効な財源活用について検討します。

(2) 財源等

新庁舎の建設については、可能な範囲で合併推進債の活用を予定していません。

一般的に庁舎建設の場合は、国や県などの資金的な支援はなく、基金（積立）や起債（借金）により自治体が独自の財源（一般財源）により対応しなければいけません。市町村合併の特例となる合併推進債の活用は、庁舎建設も対象となり、本市の場合で平成35年度(2023年度)が最長期限であり、対象事業費の90%の範囲で資金を借り入れることができるうえ、後年度にその元利償還金の40%を地方交付税により国が財源措置することになります。

ただし、対象事業費のうち起債充当のない10%分の事業費や、交付税措置されない元利償還金、起債対象外となる経費など多くの一般財源が必要となるため、将来的な費用負担の低減につながる財源の確保について、その手法を検討します。

また、本市では、庁舎建設のために毎年積み立ててきた特定公有財産取得基金が、平成30年度末で約14.3億円であり、平成33年度(2021年度)末までには約18億円とする予定です。

基本的には、合併推進債を活用し、起債対象外経費や元利償還金返済費用等に基金を充てるなど、有効な財源活用について検討します。